## 緊急小口資金等特例貸付の申請期限が11月30日まで延長

## 新型コロナウィルス感染症の影響による収入減少・失業等でお困りの方へ

緊急小口資金・総合支援資金(初回貸付及び再貸付)の申請期限は、11 月末まで延長 (北海道社会福祉協議会の期日)になりました。ただし、すでに再貸付を終了した世帯 は除きます

北海道社会福祉協議会ホームページ http://www.dosyakyo.or.jp/

## ■申請方法

<u>感染防止のため、別海町社会福祉協議会に電話でご相談ください。申請書類を送付</u> します。

窓口での相談を希望される場合も、必ず事前に電話してください。

※10月から普通郵便・ゆうメールの土曜日配達が廃止されます。

書類の不備があると受付できません。早めの相談・申請をお願いします

## ■申請書受付期限

令和3年11月24日までに別海町社会福祉協議会に到着

緊急小口資金	●緊急小口資金	●総合支援資金
対象者	影響を受け、休業等による収入減	影響を受け、収 55240 入減少や失業等
	少で一時的に生計維持の貸付が必	により困窮し、日常生活の維持が困難
	要な世帯	な世帯
貸付上限額	原則1回、一世帯10万円以内	(2 人以上)月 20 万円以内
	※特例で 20 万円以内(要件あり)	(単身) 月 15 万円以内
		※原則3月以内
据置期間	貸付日から1年以内	貸付日から1年以内
償還(返済)期間	据置期間終了後2年以内	据置期間終了後10年以内
貸付利子·保証人	無利子、保証人不要	無利子、保証人不要
申込に必要なもの、	□身分証明(住民票、健康保険証、	同左
要件など	運転免許証等) □預金通帳	注)自立相談支援事業等による支援を
	□減収したことが確認できる書類	受け付け、継続的な支援を受けること
	(通帳、給与明細等)	が要件となります。
		失業給付、訓練受講給付、生活保護、
		年金等の給付を受けている方は、原則
		対象としない。

※今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯には、 償還が免除されることがあります(※資金の種類ごとに課税要件を判定します)

※本資金は借金の返済目的には利用できません

【相談·申請受付窓口】別海町社会福祉協議会 貸付担当 TEL0153-75-2148